

## 共通ルール（全ガイド共通ルール）

- ◆ 関係法令を遵守すること。
- ◆ フィールド利用ルールを遵守すること。また、フィールドのモニタリング結果に応じて適宜変更されるフィールド区分やフィールド利用ルールには常に従うこと。
- ◆ 利用登録をおこなったフィールドにおいては登録・認定証を必ず携行すること。
- ◆ 原則、フィールド利用は事業者責任であることを心得ること。特に、限定・登録フィールドのように利用のための十分な整備がされていない場所では、利用時に発生した事故について土地所有者等は一切の責任を負わない。
- ◆ やんばる地域の概要（世界自然遺産や国立公園、天然記念物に関する内容等）や、共通ルール・フィールド利用ルール等に基づきツアー参加上の注意事項（上記ルールの他、安全管理、環境保全、地域配慮上で重要と考える事項を含む）について参加者に説明を行い、より良い利用の協力を促すこと。
- ◆ 安全性のみでなくガイディングの質の確保や環境影響の低減のため、ガイド 1 人が引率できる利用者を適正な人数内に制限すること。適正人数については各フィールド利用ルールを参照。
- ◆ 駐車場では、アイドリングストップとし、騒音・振動や排気ガス等による環境や地域への影響を回避すること。
- ◆ ツアー実施前にトイレは済ませ、トイレのないところで用を足す可能性がある場合は、携帯トイレを持参し、環境保全等に努めること。
- ◆ 水場等の利用され得る場所の上流を汚さないこと。
- ◆ 利用フィールド外から動植物を持ち込まないこと。（盲導犬・介助犬・聴導犬やツアープログラムにより認められたものを除く。）
- ◆ 動物に餌を与えないこと。
- ◆ ツアー中にフィールドで飲酒や喫煙及び焚き火（線香への着火を含む）をしないこと。
- ◆ フィールド周辺には、かつて地域住民の暮らしで使われていた道や私有地、環境保全上重要な場所等が多く存在するため、不用意に色んな道を歩かず、地域住民など関係者とのトラブルや苦情が発生しないよう努めること。

### ■ ツアー参加者の安全を守る事業運営を行うこと。

- ◆ ツアー直前まで、天気予報や降雨レーダーの情報等を十分に確認すること。
- ◆ 天候に不安がある場合は、ガイドの増員やツアーの中止を行うこと。
- ◆ 地図やGPS（スマホアプリも含む）を持つとともに、緊急時の対処法（スケープルートを含む）を事前に検討しておくこと。
- ◆ 万が一に備え、ツアープログラムに応じた救急道具等を装備すること。
  - 例）ポイズンリムーバー、エピペン（アナフィラキシーの恐れがある方は携帯している）等の応急処置ができるようにする。
- ◆ ツアー受付時及び開始前にヘルスチェック（飲酒、持病、熱中症他）を行い、持病の有無や発作の際の対処等を把握し、当日健康であること、二日酔いでないこと等を確認すること。
- ◆ 参加者の体力に合わせたコース選び、時間配分を行うこと。
- ◆ 利用フィールド、ツアープログラムの内容に応じ、安全確保のための注意事項をツアー参加者に説明し、十分な装備（長袖・長ズボン 等）を徹底すること。また、必要に応じて、参加者の理解を得た上で、免責同意

書に署名をもらうこと。

- 例) ハブ棒を持ち、ガイドが先頭で確認しながら歩く。
- 例) 毒等をもった危険生物（ハブやハチを含む）の見た目や、よくいる場所やその特徴等の知識を頭に入れておき、参加者に教えると同時にむやみに近づかないよう伝える。
- ◆ 実際に危険個所や危険生物が確認された場所があれば、参加者の安全を確保した後に、地図又は GPS 上で把握し、周囲のガイドに注意を呼びかけ、可能な限り迅速に、他のガイド同士ややんばる 3 村世界自然遺産推進協議会に情報共有すること。
- ◆ 緊急時には迅速に対応し、登録・認定証に記載された緊急連絡先へ通報するとともに、やんばる 3 村世界自然遺産推進協議会（事務局：国頭村役場世界自然遺産推進室）に可能な限り早く情報共有すること。

## ■ 自然環境の保全に対して責任ある事業運営を行うこと。

- ◆ ゴミは全て持ち帰ること。
- ◆ 自然や生き物にやさしい運転を心掛け、ロードキルの防止を徹底すること。小さな生き物も出来る限り踏まない、轢かないように注意すること。
- ◆ 定期的なモニタリング調査に参加・協力し、持続性の確保に貢献すること。なお、モニタリング等により、対策を要することが判明した場合には、関係者と協力・連携して対策を講じるよう努めること。
- ◆ 密猟・盗掘等の防止のため、希少な動植物の生息・生育場所への案内は控え、場所によっては案内をしないこと。特に、ツアー後に動植物の採集・採取を行う恐れのあるツアー参加者（直ぐ採取しようとする、生物に詳しく生息・生育場所を聞てくる等）を確認した場合は、ツアー内容に配慮すること。
- ◆ 鉱物及び土石並びに動植物（落葉及び落枝並びに落ちた木の実等を含む）の採取・採集をしないこと。場所や種によっては法律で禁止されていることを十分に把握すること。
- ◆ フィールドの自然環境の状況（特にホントウアカヒゲやノグチゲラ、ヤンバルクイナ等の希少種の営巣時期）や環境負荷に応じて、ツアールートの変更やフィールドの利用集中回避のための代替フィールド活用の検討など対策を検討すること。

## ■ 地域に根ざした事業運営を行うこと。

- ◆ 地域住民の生活・文化等を尊重するとともに、出会う人にはあいさつをし、地域のルールを遵守するなど、地域住民に配慮した行動を心掛けること。
- ◆ 大声を出したり、光を当てたり、家をのぞき込んだりする等の迷惑行為はしないこと。また、森、川、海も地域住民や生き物にとって暮らしにほど近い場所であると認識し、同様に迷惑をかけないこと。
- ◆ 拝所やお墓をはじめ、神聖な場所には敬意を払い、その環境をけがさないこと。
- ◆ 集落周辺では特に速度を落として運転し、住民に支障がないよう配慮した駐車をする。また、大きな道路の近くにも、地域住民の農地・畑があることも認識し、前の車を煽る行為はしないこと。
- ◆ 地域での活動・取組み（清掃活動や協力金制度の整備を含む）に積極的に協力・貢献すること。
- ◆ 地域内の売店や食堂等で消費を行い、経済循環を促すよう努めること。